

こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議 及び
こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 出席者 各位

日本版 DBS の導入に向けた検討に関する要望書

一般社団法人 Spring
Be Brave Japan
大船榎本クリニック 齊藤章佳

私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している性暴力被害者らの団体、そして、当事者団体、加害者臨床に携わる専門家です。

この間、こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議ご出席の皆様におかれましては、こどもの性的搾取をなくすための有効な施策の実現に向けてご尽力いただいていることに、深く感謝申し上げます。

こどもへの性加害は再犯者率が高く、常習性があるという法務省の調査結果¹からも、日本版 DBS の導入は、こどもの性被害を防止する上でも、性加害者の利益（再犯抑止）のためにも、喫緊の課題となっています。また、日本版 DBS の義務付け対象外の職種に性犯罪歴のある人が集まる可能性に鑑み、義務付けについては悉皆性の確保の必要性が指摘されています。

つきましては、現在行われている日本版 DBS の導入に向けた検討に関して、以下要望致します。

- 1, イギリス型同様に、こどもに接する一定の職業に就業を希望する者は、こども家庭庁に登録する仕組み（日本版 Ofsted）とし、登録に際して、犯歴が無いことを条件とする仕組みにしてください。
- 2, 登録義務化の対象となる事業・職種の範囲は、以下の5点を基準としてください
 - (1) 18歳未満の児童に
 - (2) 1日1時間以上（家庭教師は1時間単位であるため）
 - (3) 有償無償を問わず
 - (4) 業として（反復継続性・事業遂行性）
 - (5) 接する者（直接・間接とも）
- 3, 登録除外となる犯罪・法令違反・懲戒歴は、以下の範囲としてください
 - (1) 刑法176～179条
 - (2) 児童ポルノ法禁止法違反
 - (3) 児童福祉法違反
 - (4) 条例違反
 - (5) 文科省の教員欠格事由歴
 - (6) こども家庭庁の保育士欠格事由歴
 - (7) (1)～(6)の示談成立歴

4, 登録は、1年ごとの更新制としてください

犯罪・条例違反・懲戒処分が発生しているにも関わらず、採用時にそれが把握できなければ意味がないため、1年毎にこどもに性加害がないことの証明が必要となるようにしてください。

¹ 法務省：研究部報告 55 (moi.go.jp) <https://www.moi.go.jp/content/001178522.pdf> p147

5, 登録・更新をせずにこどもに接する職業に就いた場合の罰則規定を設けてください
登録・更新の悉皆性を確保するためにも、罰則をもうけてください。

6, 登録番号検索システム（番号と氏名と住民登録都道府県を表示）を一般公開し、使用者、利用者が検索できるようにしてください

登録者であること（=3の違反歴が無いこと）を即座に確認できる仕組みは、使用者・被用者・利用者すべてに利益をもたらすため、検索システムを一般公開してください。

以上

